三鑛労組機関紙
三池炭鑛労働組合
大牟田市木知火町
電話3033番
総務 528 475 番
編集発行人　平島敏治
三鉱労組印刷工場

労闘々争は機械的執行部の態度は裏切行為だ!!

労闘経過報告に對して討論の結果、今次闘争は機械的であり執行部のとつた態度は全労働者の裏切り行為である。又常磐の態度は明らかに大会違反である。如何なる規模のストでも指令通り實行するのが階級的立場にある者のやり方である。尚職員組合労働法改悪破防法に怒りを感じているならば例え一分でも五分でもやるべきであつた。このような觀点から総べてが自己批判をし闘う方向に努力すべきである。との意見に基き自己批判書を次の通り作成した。

自己批判　臨時大會　炭労

反動吉田政府が企図した基本的人権を侵害し生活を破壊する悪法の制定、労働三法の改悪に反対して全日本の組織労働者が怒りと憤しみに燃えて闘つてきた労闘ストの過程に於て、炭労はその中核体となつて闘つてきたが、第三波ストに於ては必ずしも全日本の労働者が満足すべき炭労の最高度の力の結集がなされなかつたということについては深く批判しなければならない処である炭労第六回臨時大会はこの因つて来るところについて次の如く自ら批判するものである。

一、炭労中闘は労闘第三波スト実施に際し炭労大会が決定した実力行使の時期と規模について労闘全体を調整し炭労の指向する方向に一致せしめ得なかつた非力を卒直に認める。このため第三波ストを六月七日、十七日の二段に分けて決行したことによつて支部組合に異常な混乱をもたらしたことについての非は心から反省しなければならない

更にまた第三波ストの規模決定に際しても中闘は炭労内部の諸事情或いは実力行使の困難な支部組合への配慮勘案にすぎたため、高度の闘争の実力を有する支部組合を完全には組織化し得

具體的方針成る　十月以降賃金闘争

十月以降賃金斗争の具體的方針

第六回臨時大会のやまである十月以降賃金闘争は期末手当闘争の批判に立つて交渉方式及要求額算出の基礎を決定八月一日より中闘委員会を發足二十項より交渉に入ることとなつた。

交渉單位

【ブロック編成】

イ、中央ブロックを三井、三菱、北炭、太平洋、雄別、井華、古河、明治、常磐、宇部興産、九共闘（高松、貝島、日鉄、杵島大正、磯焼）の各労職組及び支部が中央ブロックに参加を希望し且つ中央闘争委員会が適当と認めた支部を以て編成する。

ロ、地方ブロック及び編成支部を次のように分ける。

1、北海道地方ブロック（中央ブロック参加支部を除く労職支部を以て編成する。）
2、常磐　〃
3、山口　〃　（〃）
4、九州　〃　（〃）
5、直轄ブロック　直轄支部を以て編成する。

未加盟組合との共闘

炭労未加盟炭鉱組合及日鉱加盟組合については炭労の決定した闘争要綱を炭労に納入することを前提として次により共闘を行う。

一、各支部の同一企業内にある炭労未加盟組合の共闘については、その組合が交渉権、妥結権、統制權を各支部に委譲することを条件として（資本別を含む）各支部を通じ、中央又は地方のブロックに編入する。

二、炭労未加盟の炭鉱組合の共闘については、その組合がブロックの拘束に従うことを条件として各ブロック内の実情によりブロック内に編入するかあるいは外郭の組織として運営を行うか等をきめる。

三、日鉱及び日鉱に所属する組合の共闘については、炭労の決定に従うことを条件として単位組合別にその単組の所在する地方ブロックに編入するか又は外郭の組織として運営を行うか等をきめる。

ブロック内における集團（ランク）の編成

①経営別、規模等により同一交渉に支障のある場合②職員給与等について交渉を容易ならしめるため必要に応じブロック内に集団あるいは専門部会等を編成する。

直轄支部の交渉

直轄支部の交渉は各個に行わせ、中央本部が指導して直轄ブロックを統制する。

交渉の對照

一、交渉の相手は各地方の①石炭鉱業連盟又は各地方の②石炭鉱業連盟であつて連盟に交渉を委任しない炭鉱及び経営者の集団に加入しない炭鉱については、それら個々の経営者を交渉相手とする

（闘争委員会）

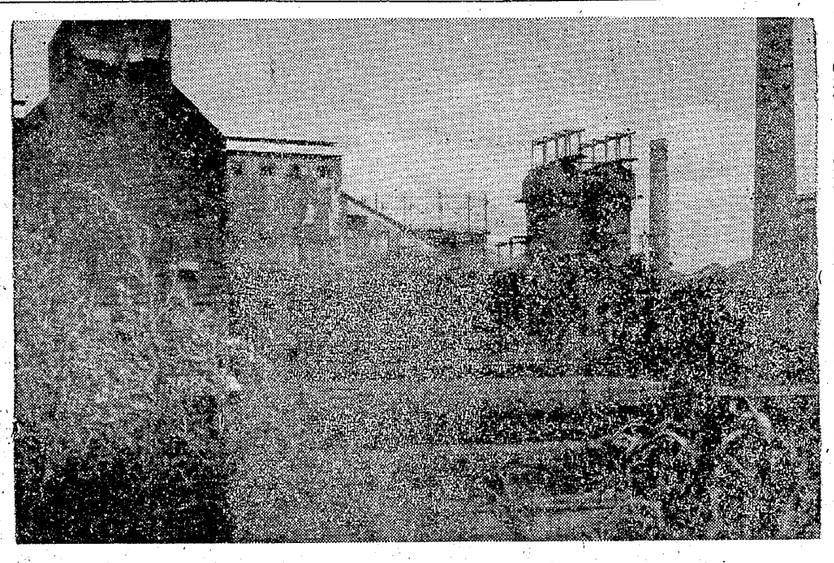

二夏雲

まだ埋まらない空地にあち草が生ひみだれ、戦のきびしさを思い出させるのに……不気味な予感をはらんだ夏雲の下、化学工業の一隅からは、はやくも、あの頃おれ達の心にしみた黄色い煙が……（宮浦鉱附近にて）

前進

生活資金の蓄積を急げ

—三菱闘争に想う—

十五日間にも及ぶ楽料の無期ストは遂に何ら得る処なく終止符を打つた。率直に言つて余りにも無惨な結末であつたと言はざるを得ない。言う迄もなく今次のストは三菱にとつてはもとより大牟田地方に於ても最大の運命ストとして労組関係を始め一般の関心を集めていただけにこの結論の及ぼす影響もまた大きな意義を持たざるを得ない

（二）

スト中止直後の今日、交渉の詳細な経過も知らないまゝ軽々に批判をすべきではないが、これ以上の出血は犠牲が大きいので戦術の転換をすると言うのが中止の理由であると聞くだけに完敗と言う言葉がひとしお胸を打つのである。

かつて吾々三鉱の兄弟として三井資本内に相親しみ、今大地酣内の二大支柱として共に労働階級の生活擁護に立つている吾々として所謂刀折れ、矢尽きたかの感を受けることは今更ながら独り立ちになつた労働運動の困難さを見せ付けられたような気がするのである。

三菱がスト半ばにして犠牲を払なければならないことは闘争に対する見透しの問題もさることながら一言にして言へば闘争資金の貧弱さにあつた。

最近の闘争がいよ〳〵長期化して来た事は既に一般の常識ともなつているし、さきに宇部窯業の五十三日を始め三百余の組合員が文字通り鉄桶の団結で三十余日闘い抜いた隅田川（炭労幹事）労組等、二十日を超ゆる長期ストは決して珍らしくはなくなつた。

吾々は今でも思い出す。わずか三年か四年前に四十八時間スト（日曜を含めて七十二時間）が発表された時委員会が万場の拍手を以つて満足と決意の程を示した事があつたがその後この短日月の間にストに対する考へ方もその効力もかくも変つたことに驚きを禁じ得ないのである。

これは労闘双方がお互に闘争の実力を密視して来たことゝ利害を異にする本来の姿を露呈して来たに過ぎない。アメリカに於てもイギリスに於ても五十日はおろか百余日のストが見られるのはこのよい証左となるであろう。

（三）

斯る様相の中にあつて財政再建の為にあらゆる犠牲を排して真正面から取組んでいる経営陣に対し、三つの要求を同時に挑むことは相当のほう険であつたかも知れない、且つはそれだけの見透しと覚悟と準備が必要であつた筈である。その点に於て闘いの半ばに座して三菱の組合員は続々と資金カンパに応じ、本所支部の二万円を筆頭に今日なお後を絶たないのは心強い限りである。

（四）

吾々は三菱のストを無為に終らせてはいけない、この教訓は即ち吾々の今日からの闘いにも生かさねばならない既に第一歩を踏み始めた十月以降賃金闘争十社交渉というかつてない交渉単位を見ただけでも階級的連帯性と長期化と、労闘双方の激烈な出血が予想される。標準作業量の現行維持だけでも恐らく十日や十五日のストを覚悟しなければならないであろうことも想像に難くない、それかといつて闘わなければ作業量が増加し、生活は物価に取り残されて行く以外にない、これが現在の日本が喘かれている実情である。

敗北を欲しない吾々は即刻今日から資金の強化を始めよう。

二十六日の期末手当支給日には三鉱の組合員は絶対に闘争資金を拠出しよう。

改進党の帽子

聊か怪談めくが首無し政党と取沙汰された二つの政党の一つ、改進党は漸やく去る六月十三日党大会で鳩山、重光氏を党首に推戴、民主党以来四年振りに改進党も帽子着用に及んだことは先ず先ず御同慶の至りと申すべきか。さてこの帽子より何を取出して御覧に入れましようか—奇抜用のシルクハットならばいざ知らず、洋かん色の山高帽や煤を払つた軍帽では大向うの喝采を博すことはチト無理ではあろうが。

だが言論の統制は民主々義のエチケットとはあれ、この面持ち深刻悲壮的ですらある新総裁の救国の経綸抱負を承わるにさかであつてはなるまい。

氏曰く「民主政治の運用には二大政党の存在が必要である。わが国に於て二大政党の運用を期するためには、現状よりみて階級闘争に立脚する共産または容共派の勢力を除く進歩的勢力を糾合結集するのほかはない…」まことに幻状に即した二大政党論である。この進歩的勢力の結集体こそ改進党であつて、片や対立する保守的勢力が自由党ときめつけておられる。社会党以下「救国の事業」に与かる政党ではないらしい。これだと吉田さんの二大政党論の方がまだしも聞えがよかつた。御本人この頃はもうお忘れになつたらしいが—とに角「健全な社会主義政党の育成」を旗つた「平和を守り抜くためにはまず自衛の軍備を備えることが必要であり、自力をもつて祖国を守る決意と実力があつてこそ初めて独立国たり得るのである」として曾ての反友、民政の夢よもう一度、資本閥の代言人として政権タライ廻しの魂胆であることは自由、改進同れか鳥の雌雄を知らんやである。改進党の金看板は「再軍備」に在ること、これはもう言論がなかつた訳ではない。ダレスさんが再軍備確約の履行を迫す。つまり再軍備より実現することであり」このために「経済不況」と「社会不安」克服の革新的政策をとるのだ相であるが「社会正義」なんと大時代な見得を切つて何をなさるのか。階級という厳然たる存在に蹂躙を愛つて祖国防衛の大号令をかけようという経済政策は戦争経済への一途しかない筈、再軍備と社会保障とが両立し得る御名答こそ伺いたい。軍需産業で誰が儲けるか、インフレで誰が苦しむか、今ではみんなが知つている。そしてその煙幕的合言葉、愛国または民族の名に於て一億一心、産業報国、滅私奉公、等々の御説教が再たび言なつかしの行進曲と共に氾濫しないと誰が一体保証するだろうか。

「平和を守り抜くためにはまず自衛の軍備を備えることが必要であり、自力をもつて祖国を守る決意と実力があつてこそ初めて独立国たり得るのである」

ちゃんと書いてあるこれは「警察予備隊」と「海上警備隊」の「再軍備政党」という奥名を奉られている事でもある。

警察予備隊などと見え透いた詭弁を弄はずに「堂々と」軍隊を作つて「憲法改正」をやれ、徴兵制度も苦しうない、これはまたいとも凄まじい権幕である。ハツキリしているところがこれには党内でも異論がなかつた訳ではない。ダレスさんが再軍備確約の履行を迫すに応じて吉田さんも一辺に「再軍備熱」に取つかれてしまつた。早速「自衛力特別委員会」なんてのを急遽して研究を初めたがこれがなかなか党内もまちまちの因になつた。此処で結論を出す毎に党内革新派（北村派、農協派—改進党左派とでも？）と闘いつたあげくの果は「警察予備隊」とやらこれは「警察予備隊」といつたあげくの果は「警察予備隊」とさあそれからというものは次期政権担当資格者たるには何でもかんでも「再軍備」だということになつて吉田さんが煮え切らぬのに業を煮やして気合を入れに見えた事があつた。どうもこれは「警察予備隊」と「海上警備隊」にいわせると「再軍備」で票が取れるか」と愛想のない話。そこで三木幹事長の中をとりもつて言葉が「自衛観念の確立」をまず急ぐというのでは如何ということであつたらしい。

この線に改進党いつても変つた頭があつてはいまの処帽子の坐り工合も安定を欠いている。が一切は来る総選挙の結果に賭けられている。「百三十名位は」と皮算用は御自由であるが「自由党との連立お断り」とこれも勇ましいかぎさて—。

「新日本の要求する国内施策は第一に社会正義を大胆に保証する作業であり、「再軍備政党」という奥名を奉られている事でもある。

「平和を守り抜くためにはまず自衛の軍備を備えることが必要であり、自力をもつて祖国を守る決意と実力があつてこそ初めて独立国たり得るのである」

昇給、年金制度審議

三鑛連第二回中央委員會

一、炭害保償の件

炭害保償の問題に関しては七月二日期末手当闘争解決後直ちに要求書を提出した：会社側の意向としては二十二日頃迄検討し会社側の意見も出すと意志表示して居り、正式交渉のスタートは月末になる。

2、職階制の件

職階制の件に関しては会社の計画している七月下旬実施予定の職階制中央委員会もその後確定を見ていないので三鉱連として央委員会終了後各山の状況を勘案して対策委員会を招集する予定である。

3、職階制の交渉時期については組合の態度がはつきりしないので若干メスが生じているが三鉱連としては期末闘争の関係上、これも若干遅れる状態にあるができる限り十月以降賃金闘争以前に解決する様努力する

昇給に關する件

昇給に関する交渉を期末手当交渉と平行して精力的にやつたが六月下旬に至り交渉は決裂せざるを得ない状態となつた。之には

①我々は十月以降賃金妥結の要素として昇給によるベース・アップを指標としたが、会社がベース・アップを約束したという確証が見出せなかつた。

②昨年度に於て今次会社提案通りとした（金額は違うが）現実がある。

③賃金妥結時に昇給が約束されたのは昨年一一九賃金の時にも同様であつた。（文書上には記されていないが）

という事がその要素の中に含まれていると考えられる。

そこで決裂状態に陥つた事態を打開し期末手当の交渉と平行的に早期解決するために

①会社が如何なる形に於ても全員対象を否認する態度を打ち破る

②昇給の理念を一応棚上げにして昇給を実質的な増収を図る。

ことに交渉方式を変更せざるを得なかつた。

この方式を会社に申入れて交渉したところ会社は当初一願たにしなかつたが、「再軍備政党」という奥名を奉られている事でもある。

1、各支部の同一企業内にある炭労未加盟組合の共闘については、その組合が交渉権、妥結権、統制權を各支部に委譲することを条件として（資本別を含む）各支部を通じ、中央又は地方のブロックに編入する。

2、炭労未加盟の炭鉱組合の共闘については、その組合がブロックの拘束に従うことを条件として各ブロック内の実情によりブロック内に編入するかあるいは外郭の組織として運営を行うか等をきめる。

3、日鉱及び日鉱に所属する組合の共闘については、炭労の決定に従うことを条件として単位組合別にその単組の所在する地方ブロックに編入するか又は外郭の組織として運営を行うか等をきめる。

ブロック内における集團（ランク）の編成

①経営別、規模等により同一交渉に支障のある場合②職員給与等について交渉を容易ならしめるため必要に応じブロック内に集団あるいは専門部会等を編成する。

直轄支部の交渉

直轄支部の交渉は各個に行わせ、中央本部が指導して直轄ブロックを統制する。

交渉の對照

一、交渉の相手は各地方の①石炭鉱業連盟又は各地方の②石炭鉱業連盟であつて連盟に交渉を委任しない炭鉱及び経営者の集団に加入しない炭鉱については、それら個々の経営者を交渉相手とする

（闘争委員会）

打倒吉田内閣　炭労選挙對策成る

去る第五回定期大会に於て吉田反動内閣の暴政と現國会の民主國会否定の傾向及び行動に従い批判を下し総選挙近しとの見地より次の如き具体策を第六回炭労臨時大会で決定した。

一、選挙対策本部設置の件

1、炭労中央本部に炭労選挙対策本部（略称選対本部）を設置し選挙対策委員会（略称選対委）を設置する。この委員には原則として中央執行部を構成する。但し、特に必要と認められる場合は地方本部より特定期間に限り一名以上を参加させることができる。

2、選対委員長には中央執行委員長が当る。

3、選対委員会は次の職務を遂行する。

イ、公認候補、推薦候補の決定

ロ、オルグ団の編成及び派遣

ハ、関係法規の研究と対策

ニ、宣伝、啓蒙

ホ、共闘関係の強化運動

ヘ、其の他選挙に必要な事項

4、選対本部は早急に発足する。

二、有權者數調査の件

1、炭労中央本部及び地方本部（及び家族）を調査し、地方本部、中央本部を集約する。

三、公認候補に対する選挙資金に関する件

1、權限

中央闘争委員会は中央及地方の闘争についての最高の意思決定機関であり、賃金要求書の作製から交渉妥結、協定書調印に至るまでの一切の權限を有する。

2、構成

中央執行委員、中央ブロック参加資本別及支部代表、鉱組＝三井、三菱、北炭各二名、雄別、井華、古河、明治、常磐、宇部興産、高松、貝島、日鉄、杵島各二名、太平洋、大正、磯焼各一名、職組一名、各地方ブロック代表一名を以て構成する。

3、中央闘争委員長

中央闘争委員長は中央執行委員長があたり、中央闘争委員会を統率する。

4、金額

金額は原則として多数決とする。

5、運営

中央闘争委員会の運営については必要なことは中央闘争委員会で きめる。

（地方闘争委員会）

1、設置

地方ブロック毎に地方闘争委員会を設ける。

2、權限

地方闘争委員会は中央闘争委員会の下部組織とし、地方における闘争を司る。

十月以降賃金要求額算出の基礎

1、季節的偏差をもつ品目の取扱は原則として一年間を組んで月平均とする。

2、嗜好品の取扱いは酒、タバコ以外は飲食物費に含む。

3、エンゲル係数のとり方は他産業要求にあらわれた数値を勘案し且つ炭労前回要求を下廻らぬこととする。

4、熱量、蛋白の数値については熱量は二八〇〇カロリー、蛋白は九〇瓦を下まわらぬこととする。

5、稼働時間拘束八時間とする。

6、家族手当については、形は基準内とし本人給と切り離す。額は要求額見合額とする。

7、標準稼働方数は従来通り坑内二三方、坑外は二五方とする。

8、家族数のとり方は炭労方式に従いブロック別とする。

9、消費単位は運盟資料より換算する。

10、標準作業量は拘束八時間に対する。

3、地方闘争委員会の構成、運営等は中央闘争委員会に準じて行う

（炭労団）

1、中央ブロックの交渉には中央闘争委員があたり、各地方ブロックの交渉には地方闘争委員があたる。

2、中央、地方の交渉委員長は各ブロックできめる。

11、時間外賃金割増率及び基礎は統一することとし、率は現行全国最高率を要求する。

早出残業　四四%
公休出勤　六〇%
特殊公休　一二〇%
深夜業　三五%

12、保健坑夫は坑外夫として成人男子一本で要求する。

13、職員給与は鉱員賃金との適正なる均衡において決定する。

14、物価調査は東京の価格をとる

15、固定給と能率給の関係については、固定給部分の増大に努力するよう中央及び山元で考慮する。

16、坑内外比は手取一五〇対一〇〇とする。

17、協定期間は経済情勢の見透し他産業の賃金闘争ならびに労働協約、争議手闘争の時期を勘案して中央闘争委員会が決定する。

18、昇給制度の確立に努力する。

19、算定基礎となる年令性別については坑外成人男子をとる。

20、最低賃金額を決定する。

十月以降賃金闘争

十月以降賃金闘争の基礎

1、基礎賃金

イ、基礎賃金は現行賃金とする。

ロ、基礎賃金は現行賃金に次の諸手当を含む。

1、職階手当　2、家族手当　3、通勤手当　4、住宅手当　5、特殊作業手当　6、坑内手当　7、坑外手当　8、特殊技能手当　9、鉱員賃金

ハ、基礎賃金は次の諸手当を含まない。

1、時間外賃金　2、夜勤手当　3、日曲手当　4、出張旅費　5、通勤手当　6、住宅手当　7、特殊公休手当　8、特殊作業手当　9、坑内外比手当　10、特殊技能手当　11、鉱員賃金

ニ、基礎賃金は次の場合に変更する。

1、職階制の変更　2、賃金体系の変更　3、賃金ベースの変更　4、その他の変更

2、職階制の件

職階制の変更時期については組合の態度がはつきりしないので若干メスが生じているが三鉱連としては期末闘争の関係上、これも若干遅れる状態にあるができる限り十月以降賃金闘争以前に解決する様努力する

年金制度に關する件

年金制度（案）

第一（年金受給資格）年金受給資格は勤続満廿五年にして年令満五十才に達した場合生ずる。

但し年令満五十才に達しない場合に於ても会社都合解雇又は死亡の場合には資格が生ずるものとする。

第二（支給条件）年金受給資格者が退職した場合その退職の年より終身之を支給する。

第項（第一）但し書の場合の支給期間は会社都合解雇の場合はその本人が満五十才に達してから十ケ年、死亡の場合は死亡の年より十ケ年とする。

但し年金受給資格者が希望する場合は退職時支給さるべき退職金の総額を一時金として支給することができる。この場合年金受給資格（死亡）の場合

ハ、年金受給中の者が死亡した場合

但し（ハ）の場合の支給期間は十年より既受給期間を差引いた残期間とする。

2、遺族年金の支給順位は労働基準法の定めるところによる

第六（物価変動等による給与改訂時には年金算定基礎額はスライドする。但しこの場合は会社、組合協議の上決定する。

第七（運営）この運営については各事業所毎に運営委員会を設けて会社、組合協議の上行う。

以上の要求書（案）に基き立案主旨並に内容の説明の後質疑応答の結果中央委員の出した意見を十分取入れ理論整形を整えることを諒として確認した。

十月以降賃金に關して

炭労中闘として執行部一名、九北各一名宛選出し交渉過程に於ける種々の問題については執行部の判断により処置することが決定された。

組合千一夜（第五十五話）

いぢめつ子（二）

池田久年
園田日出生　畫

「いやッ、いやッ」

信子は一生懸命で小谷の手を振り切ろうとしたが、退路全然もない小谷の手の力は、信子の小さな手がしびれるほど強く振りきるすべとてなく、須本は背きめて沈默を守つていた。抵抗したところでかないつこないことは、最初からわかつているし、小谷のいうとおりいつもよりすこし遅かつたので、道には昼かに蜜柑の人影もなく、この離境を救つてくれる手の当てもないのだつた。

「やい、帰れつたら、帰れ」

小谷からぐんと腕を突きとばされて、須本は砂道にドシンと尻餅をついた。

「ざまあみやがれ」

小谷は勝ち誇つた顔に嘲々しいあざけりをうかべ、いやがつて地べたへしやがみこもうとする信子を引きずるようにして、須本に背を向けた。

すると、そのとき尻餅をついた須本がいきなり立ち上ると、ランドセルから樫のそろばんを抜き出し、小谷の前へ走り立つと同時にあるかぎりの力で、それを横顔めがけて振りおろした。

「ギャーツ」

不意をくらつた小谷は、まるで動物のような悲鳴をあげて両手で顔をおほひ、へた〳〵と地べたにしやがみこんだと思うと、次の瞬間にはまるで尻に火のついた鳥のようにとびようつた。あとも見ずに走り出していつた。

あとに残された須本と信子とは、それは、今しがたの出来事があまり強烈な印象を残したゝめ前後のことがはやけてしまつたのかも知れない。あれほどの打擲を受けた小谷が、どの程度の怪我をしたのか。珍らしくそんな乱暴をやつてのけた須本が学校でどんな罰を受けたか、それらのことはまるで覚えていないのである。たゞその後須本は前のように親しくしてくれなくなつた、学校えの往復にも、めつたに連れ立つてくれなくなつた。そして小谷は須本や信子に対してあまり乱暴をしなくなつた。そういう記憶が残つているだけである。信子の回想は邪魔ざまれなかつた。十年前の想ひ出が脳裡を走馬燈のようにかけめぐるのだつた。

完